

平成27年5月検針分から水道料金を平均20%値上げさせていただきます。

長期的な水道事業全般の健全経営に向けて、町議会で組織される「紀宝町水道事業基本計画に係る検討会」で協議した結果、町議会平成26年12月定例会で承認され、水道料金の改定（値上げ）をお願いすることとなりました。平成27年5月検針分から水道料金を平均20%改定（値上げ）させていただきます。

みなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

《参考》1ヶ月あたり使用料金の比較

家事用 **口径13mm**の場合（税込）

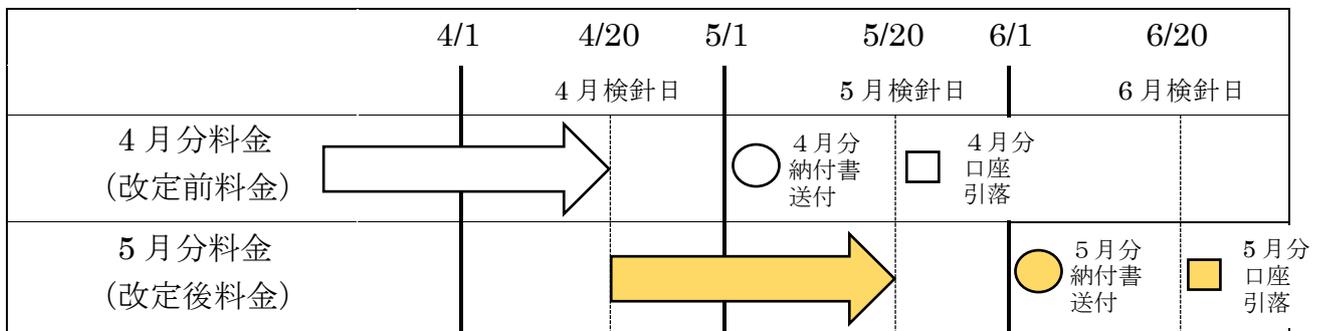
使用水量	10 m ³ まで	15 m ³	20 m ³	30 m ³	40 m ³	50 m ³
改定前料金	1,180 円	1,890 円	2,590 円	3,990 円	5,830 円	7,660 円
改定後料金	1,390 円	2,250 円	3,120 円	4,840 円	7,110 円	9,380 円

家事用 **口径20mm**の場合（税込）

使用水量	10 m ³ まで	15 m ³	20 m ³	30 m ³	40 m ³	50 m ³
改定前料金	1,230 円	1,930 円	2,630 円	4,030 円	5,870 円	7,710 円
改定後料金	1,430 円	2,300 円	3,160 円	4,890 円	7,160 円	9,420 円

●水道料金の改定は5月検針分（5月分料金）から

水道使用料金にかかる改定期日



※4月検針日以降に使用した分から新料金となります。

【問合せ先】 紀宝町役場環境衛生課 水道係 TEL 0735-33-0343

改定後の水道料金表

水量による料金

メーター使用料 ※3

用途	料金			口径	金額	
	基本水量	基本料金 ※1	従量料金 ※2 (超過 1 m ³ につき)			
家事用	10 m ³ まで	1,240 円	11 m ³ ～30 m ³	160 円	13 mm	50 円
			31 m ³ 以上	210 円	20 mm	90 円
官公署・学校・ 病院等	20 m ³ まで	2,900 円	21 m ³ ～40 m ³	180 円	25 mm	100 円
			41 m ³ 以上	230 円	40 mm	250 円
会社・工場・ 営業用	20 m ³ まで	3,370 円	21 m ³ ～40 m ³	220 円	50 mm	700 円
			41 m ³ 以上	240 円		

水道料金の計算方法

○水道料金は次のようなくみになっています。

$$\text{水道料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金} + \text{メーター使用料} + \text{消費税}$$

※1 【基本料金】

水を供給するために必要な原価。用途別ごとに料金を設定しています。

※2 【従量料金】

使用した水の料金。水量区分によって 1 m³あたりの単価を設定しています。

※3 【メーター使用料】

口径別に料金を設定しています。

例えば、家事用の口径 20mm で、1 ヶ月 32 m³の水を使った場合は、下記の金額になります。

① 基本料金 (10 m ³ まで)	1,240 円
② 従量料金 (11～30 m ³) 160 円×20 m ³	3,200 円
従量料金 (31～32 m ³) 210 円× 2 m ³	420 円
③ メーター使用料	90 円
消費税 (①+②+③の 8%)	390 円
	5,340 円 (10円未満は数切り捨て)